

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月25日

【会社名】 株式会社クラウドワークス

【英訳名】 CrowdWorks Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田浩一郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6450-2926

【事務連絡者氏名】 取締役 佐々木 翔平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6450-2926

【事務連絡者氏名】 取締役 佐々木 翔平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案通り承認可決されました。

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネットを利用した各種上場提供サービス業</p> <p>(2) コンピューターシステム及びウェブサイトなどの管理・運用コンサルティングに関する業務並びに仲介業務</p> <p>(3) コンピューターシステム及びウェブサイトなどの企画・開発・販売及び保守に関する業務並びに仲介業務</p> <p>(4) コンピューターのソフトウェア及びハードウェアに関する教育・技術指導・検収の実施</p> <p>(5) 情報通信ネットワークシステムの提案・設計・構築・運用・監視・請負</p> <p>(6) デジタルコンテンツの企画、制作、販売、コンサルティング及び仲介業</p> <p>(7) コンピュータ及びモバイルネットワークの運営保守管理業務</p> <p>(8) コンピュータ及びモバイルとその付属品の販売、保守及び輸出入業</p> <p>(9) 人材紹介業</p> <p>(10) 電子商取引システム及び電子決済システムの設計、開発、運用及び販売</p> <p>(11) 携帯電話を用いたサービスの企画、開発並びに販売</p> <p>(12) インターネットを利用した各種情報提供サービス</p> <p>(13) 投資事業</p> <p>(14) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(15) 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネットを利用した各種上場提供サービス業</p> <p>(2) コンピューターシステム及びウェブサイトなどの管理・運用コンサルティングに関する業務並びに仲介業務</p> <p>(3) コンピューターシステム及びウェブサイトなどの企画・開発・販売及び保守に関する業務並びに仲介業務</p> <p>(4) コンピューターのソフトウェア及びハードウェアに関する教育・技術指導・検収の実施</p> <p>(5) 情報通信ネットワークシステムの提案・設計・構築・運用・監視・請負</p> <p>(6) デジタルコンテンツの企画、制作、販売、コンサルティング及び仲介業</p> <p>(7) コンピュータ及びモバイルネットワークの運営保守管理業務</p> <p>(8) コンピュータ及びモバイルとその付属品の販売、保守及び輸出入業</p> <p>(9) 人材紹介業</p> <p>(10) 電子商取引システム及び電子決済システムの設計、開発、運用及び販売</p> <p>(11) 携帯電話を用いたサービスの企画、開発並びに販売</p> <p>(12) インターネットを利用した各種情報提供サービス</p> <p>(13) 投資事業</p> <p>(14) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(15) 金融業</p> <p>(16) 労働者派遣事業</p> <p>(17) 教育関連事業</p> <p>(18) 介護事業</p> <p>(19) 家事代行及びベビーシッター事業</p> <p>(20) 広告代理事業</p> <p>(21) 上記各号に関するコンサルティング、講演、指導業務</p> <p>(22) 上記各号に付帯する一切の業務</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2.当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2.当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

<p>(監査役の実任免除) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の実任免除) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
--	--

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、吉田浩一郎、成田修造(戸籍名:玉谷修造)、佐々木翔平、野村真一の4氏が再任され重任し、木村新司、木村忠昭、中竹竜二の3氏が新たに選任され就任致しました。

なお、木村新司、木村忠昭、中竹竜二の3氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、池田康太郎氏が新たに選任され就任いたしました。

なお、池田康太郎氏は社外監査役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	88,523	264	1	(注)1	可決 99.70
第2号議案 取締役7名選任の件					
吉田 浩一郎	88,469	318	1	(注)2	可決 99.64
成田 修造	88,480	307	1	(注)2	可決 99.65
佐々木 翔平	88,499	288	1	(注)2	可決 99.67
野村 真一	88,506	281	1	(注)2	可決 99.68
木村 新司	88,503	284	1	(注)2	可決 99.68
木村 忠昭	88,489	298	1	(注)2	可決 99.66
中竹 竜二	88,487	300	1	(注)2	可決 99.66
第3号議案 取締役1名選任の件					
池田 康太郎	88,530	257	1	(注)2	可決 99.71

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。